

令和8年度 茨城空港閑散期等旅行商品造成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城空港を利用する企画旅行(募集型企画旅行(エスコート型に限る)又は受注型企画旅行(オーダーメイド型))のツアー造成に当たり、旅行会社等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、閑散期等の茨城空港の利用促進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、閑散期等に募集型企画旅行又は受注型企画旅行を催行した旅行会社(支店または事業所ごと)とする。

(助成の期間及び助成額)

第3条 助成の対象とする時期及び路線等については別表のとおりとし、催行人数に応じた助成を実施する。

(交付申請手続)

第4条 助成金の交付を受けようとする旅行会社は、助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類をツアー催行の1ヶ月前までに、茨城空港利用促進等協議会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の交付申請書を審査し、これを適当と認めるときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成事業の中止または変更)

第6条 申請者は、助成事業を中止または交付申請した内容を変更するときは、速やかにその理由及び変更内容を助成金変更(中止)申請書(様式第3号)により提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 会長は、前項の規定により、助成事業の変更または中止を決定した場合は、助成金変更(中止)決定通知書(様式第4号)により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、助成事業の完了日から1ヶ月以内に、実績報告書(様式第5号)に関係書類等添付し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、気象条件その他の旅行会社の責に帰さない理由により助成事業の内容に変更が生じた場合は、その理由を申請者から文書をもって聴取し、当該変更が真にやむを得ない事情によるものと認めるときは、申請書どおりに助成事業が実施されたものとして取り扱うことができる。

(交付金額の確定)

第8条 会長は、前条の実績報告を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成額を確定し、助成金確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第9条 前条に規定による通知を受けた申請者は、通知日から起算して10日以内に助成金請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による適正な請求書を受理した日から 30 日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第 10 条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、交付決定取消し通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成事業を中止したとき。

(3) 別表に定める定期便等を利用しなかったとき(第7条第2項の規定により会長が認めた場合を除く。)

(4) 交付申請の内容と助成事業の実績内容が著しく異なるとき。

2 前条で定める交付金額の確定及び交付後に、申請者が前項で定める各号のいずれかに該当すると判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、申請者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

手配旅行・フリープラン及び要綱施行以前より造成されていたツアーについては対象外とする。

(別表)

対象路線	対象期間	出発又は到着日	助成額 (上限額)
神 戸 札 幌 福 岡 那 覇	令和9年1月 <対象外期間> 年始：1月1日～1月3日	全曜日対象	参加者1名につき 1,000円 (上限10万円)

※本表は空港ダイヤの変更等に応じ、適宜修正するものとする。

※1支店または1事業所当たり各路線10万円を上限額とする。